

議案第49号

平成28年度海老名市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度海老名市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280,644千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,189,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年6月1日提出

海老名市長 内 野 優

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		千円 6,121,627	千円 83,481	千円 6,205,108
	2 国庫補助金	1,603,054	83,481	1,686,535
18 繰入金		191,303	24,275	215,578
	2 基金繰入金	190,303	24,275	214,578
21 市債		1,818,550	△388,400	1,430,150
	1 市債	1,818,550	△388,400	1,430,150
歳 入 合 計		38,470,000	△280,644	38,189,356

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4,571,017	千円 160	千円 4,571,177
	1 総務管理費	3,730,575	160	3,730,735
3 民生費		15,358,157	272,784	15,630,941
	2 児童福祉費	5,810,937	272,784	6,083,721
4 衛生費		2,758,034	0	2,758,034
	1 保健衛生費	1,024,758	0	1,024,758
7 商工費		237,368	202	237,570
	1 商工費	237,368	202	237,570
8 土木費		6,119,191	△629,000	5,490,191
	2 道路橋りょう費	4,229,644	△629,000	3,600,644
10 教育費		3,895,050	51,210	3,946,260
	1 教育総務費	1,756,180	3,877	1,760,057
	2 小学校費	616,189	47,333	663,522
14 予備費		50,000	24,000	74,000
	1 予備費	50,000	24,000	74,000
歳 出	合 計	38,470,000	△280,644	38,189,356

第2表 継続費補正

1 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	(仮称) 上郷河原口線整備事業費 (JR相模線・相模鉄道横断部)	2,330,000	平成27年度	100,000	2,999,500	平成27年度	100,000
				平成28年度	800,000		平成28年度	171,000
				平成29年度	800,000		平成29年度	625,000
				平成30年度	630,000		平成30年度	750,000
				—	—		平成31年度	1,050,000
				—	—		平成32年度	303,500

第3表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
小学校施設整備事業	41,100	証書借入又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。
保健相談センター改修事業	22,800	同上	同上	同上

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう整備事業	1,530,800	証書借入又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。	1,078,500	証書借入又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。
計	1,629,200				1,176,900			